

## 『ふるさと納税』制度による所得税・個人住民税の寄附金控除について

都道府県・市区町村に対する寄附金は、所得税、個人住民税において、それぞれ所得控除、税額控除が受けられます。

平成27年度税制改正により、平成28年度分以後の個人住民税については、特例控除額の限度額が個人住民税所得割額の2割（改正前1割）に引き上げられました（平成27年に行う寄附から適用）。

### 制度の概要

- ・寄附金のうち、2千円を超える部分は、一定の上限まで、所得税と住民税を合わせて全額が控除されます。
- ・寄附金控除を受けるためには、翌年に、税務署等で確定申告を行う必要があります。  
ただし、給与所得者等は、ふるさと納税ワンストップ特例の制度を利用すると確定申告が不要となります。
- ・所得税については、寄附をした年分の所得から控除されます。
- ・住民税については、寄附をした年の翌年に課税される税額から控除されます。

### 控除の概要

【所得税の軽減】（所得控除）

$$\text{軽減額} = (\text{寄附金} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} \times 1.021$$

※対象となる寄附金の上限は、総所得金額等の40%

【個人住民税の軽減】（税額控除）

$$\text{軽減額} = [\text{基本控除分}] + [\text{特例控除分}]$$

$$[\text{基本控除分}] = (\text{寄附金} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$$

$$[\text{特例控除分}] = (\text{寄附金} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - \text{所得税率} \times 1.021)$$

※控除の対象の上限は下記のとおり

- ・[基本控除分]の対象となる寄附金の上限は、総所得金額等×30%
- ・[特例控除分]における軽減額の上限は、住民税所得割額×20%

### 控除の計算例

年収700万円の給与所得者（所得税率20%）が50,000円寄付した場合

寄付額 50,000 円			
所得税軽減額 9,802 円	住民税[基本控除分] 軽減額 4,800 円	住民税[特例控除分] 軽減額 33,398 円	自己負担分 2,000 円

$$\text{【所得税】} (50,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 20\% \times 1.021 = 9,802 \text{円}$$

$$\text{【個人住民税】} [\text{基本控除分}] (50,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = 4,800 \text{円}$$

$$[\text{特例控除分}] (50,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times (90\% - 20\% \times 1.021) = 33,398 \text{円}$$

$$\text{軽減合計} \quad 48,000 \text{円}$$

※詳しい計算についてはお住まいの市区町村へお問い合わせください。